

## 紙で作る ペンギンさんの物入れ!



上手に  
くれたよ!



### Contents

特集 下水道料金の改定について 2~3

わたしたちのまちのNEWS	4~7
INFORMATION きそさき	8~11
生活のミニ情報	12
教育委員会だより	12~16

警察署コーナー	16
こんにちは保健師です	17
保健衛生のコーナー	18
カレンダー	19

木曾岬町の人口と世帯数 5月1日現在	
人口	6,495人 (前月比-3)
男	3,317人 (前月比+5)
女	3,178人 (前月比-8)
世帯数	2,322世帯 (前月比+4)

## 下水道使用料の改定について

お知らせ

～平成27年10月1日から下水道使用料が改定になります～

今月号では、新しい下水道使用料の計算方法についてお知らせします。

★先月号でもお知らせしましたが、

### 新しい料金表は・・・

#### ●使用料金(1カ月につき)



基本使用料		超過使用料(1㎡につき)	
使用水量	使用料	使用水量	使用料
10㎡まで	800円	10㎡を超え40㎡以下	80円
		40㎡を超え100㎡以下	90円
		100㎡を超え500㎡以下	100円
		500㎡を超えるもの	120円



となります。

この計算方法については、左記の使用料計算シートにてご確認くださいませ。お手元に「ご使用水量のお知らせ」をご準備の上、計算してみてください。

#### 下水道使用料計算(例1)

◎ 使用水量 50 m<sup>3</sup>  
 ◎ 1カ月当たりの使用水量 25 m<sup>3</sup>

##### ★下水道料金

○使用水量内訳

～ 10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	(基本料金)
11m <sup>3</sup> ～ 40m <sup>3</sup>	15m <sup>3</sup>	(1m <sup>3</sup> 毎に 80円)
41m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	(1m <sup>3</sup> 毎に 90円)
101m <sup>3</sup> ～ 500m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	(1m <sup>3</sup> 毎に 100円)
501m <sup>3</sup> ～	m <sup>3</sup>	(1m <sup>3</sup> 毎に 120円)

◆基本料金 800円

◆超過料金

11m <sup>3</sup> ～ 40m <sup>3</sup>	1,200円
41m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup>	円
101m <sup>3</sup> ～ 500m <sup>3</sup>	円
501m <sup>3</sup> ～	円

☆料金(1カ月) 2,000円

☆料金(2カ月) 4,000円

#### 下水道使用料計算(例2)

◎ 使用水量 160 m<sup>3</sup>  
 ◎ 1カ月当たりの使用水量 80 m<sup>3</sup>

##### ★下水道料金

○使用水量内訳

～ 10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	(基本料金)
11m <sup>3</sup> ～ 40m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	(1m <sup>3</sup> 毎に 80円)
41m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup>	(1m <sup>3</sup> 毎に 90円)
101m <sup>3</sup> ～ 500m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	(1m <sup>3</sup> 毎に 100円)
501m <sup>3</sup> ～	m <sup>3</sup>	(1m <sup>3</sup> 毎に 120円)

◆基本料金 800円

◆超過料金

11m <sup>3</sup> ～ 40m <sup>3</sup>	2,400円
41m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup>	3,600円
101m <sup>3</sup> ～ 500m <sup>3</sup>	円
501m <sup>3</sup> ～	円

☆料金(1カ月) 6,800円

☆料金(2カ月) 13,600円

## 下水道使用料計算シート (一般家庭用)

ココの数値を①に記入  
(この場合は59m<sup>3</sup>)  
※温泉利用者の方は12m<sup>3</sup>  
加えてください

◎ 使用水量

 m<sup>3</sup> ①

◎ 1カ月当たりの使用水量

①÷2=  m<sup>3</sup> ②

○ 使用水量算定

- ～ 10m<sup>3</sup>       m<sup>3</sup>
- 11m<sup>3</sup> ～ 40m<sup>3</sup>       m<sup>3</sup> ← 30m<sup>3</sup> または ②-10m<sup>3</sup> のどちらか小さい方を記入
- 41m<sup>3</sup> ～ 100m<sup>3</sup>       m<sup>3</sup> ← 60m<sup>3</sup> または ②-10m<sup>3</sup>-30m<sup>3</sup> のどちらか小さい方を記入
- 101m<sup>3</sup> ～ 500m<sup>3</sup>       m<sup>3</sup> ← 400m<sup>3</sup> または ②-10m<sup>3</sup>-30m<sup>3</sup>-60m<sup>3</sup> のどちらか小さい方を記入
- 501m<sup>3</sup> ～       m<sup>3</sup> ← ②-10m<sup>3</sup>-30m<sup>3</sup>-60m<sup>3</sup>-400m<sup>3</sup> を記入

○ 使用料算定

- ◆ 基本料金      ⑦  円
- ◆ 超過料金
- 11m<sup>3</sup> ～ 40m<sup>3</sup>      ⑧  円 ← (③×80円)
- 41m<sup>3</sup> ～ 100m<sup>3</sup>      ⑨  円 ← (④×90円)
- 101m<sup>3</sup> ～ 500m<sup>3</sup>      ⑩  円 ← (⑤×100円)
- 501m<sup>3</sup> ～      ⑪  円 ← (⑥×120円)
- ☆ 料金(1か月)      ⑫  円 ← (⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)

☆ 下水道使用料請求金額(2カ月分)

 円 ← (⑫×2)


### ご使用水量のお知らせ

施設番号

平成  年度  期分  月使用分

設置場所  
大字西対海地251番地

使用者氏名  
木曾岬 太郎 様

検計年月日 27年 3月 3日 検計日

水道料金		下水道使用料	
今回指針	<input type="text" value="9080"/>	口数	2ヶ月合計
前回指針	<input type="text" value="XXXX"/>	又は	戸 6 人
1-2階建	<input type="text" value="59"/>	人数	戸
使用本数	<input type="text" value="59"/>		
予定額	9,080円	予定額	2,876円
<b>合計金額</b>	<b>11,966円</b>		

実際の請求金額と異なる場合があります。  
口座振替の方は、27年 3月 31日振替予定です。  
現金納付の方は、後日、納入通知書を送付いたします。

### 水道料金・下水道使用料振替済通知書(口座振替用)

平成  年度  期分  月使用分

水道料金	60 m <sup>3</sup>	9,280円
下水道使用料		2,876円
※下水の口数と人数については、前回のお知らせをご覧ください。		
<b>合計</b>		<b>12,156円</b>

口座振替日 27年 2月 2日

上記金額を口座から振替させていただきます。  
この通知をもって領収書の発行にかさせていただきます。  
下水道の人数又は口数は2ヶ月間の合計になります。  
ご不明な点がございましたらご連絡ください。  
木曾岬町役場 産業建設課  
(木曾岬町大字西対海地251番地)  
TEL 0567-68-6106

(お願い)  
○水道メーターは見やすく清潔に管理してください。  
○水道及び下水道の工事は町が指定している工事業者



## 法人等の下水道使用料について

法人等の料金体系については、現在の口数による賦課方式を継続させていただきますが、1口当たりの単価が下記のとおり改定となります。

**基本料金**

(現行) 2,057円 / 1口 → (改定後) 3,120円 / 1口

※上記料金は、消費税を含んでおります。

※下水道料金の改定については、町ホームページでも詳しく紹介していますので、ご確認ください。

※本改定の内容については、今後の広報誌でも随時周知を行っていきます。

# 後期高齢者医療制度のお知らせ



## 被保険者証について

### 被保険者証が変わります

新しい被保険者証(ピンク色)を、平成27年7月下旬に、ご自宅に簡易書留にて郵送いたします。

若草色の被保険者証は、平成27年8月1日以降ご使用になれません。

新しい被保険者証(ピンク色)が届きましたら、8月1日以降に若草色の被保険者証は、役場住民課に返却してください。(返却が困難な方で、ご自身で処分する場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど、十分注意してください。)

また、平成27年8月1日以降、病院や薬局の窓口では、新しい被保険者証(ピンク色)を提示してください。

#### 住民税非課税世帯に属する被保険者の方へ…

住民税非課税世帯に属する方は、通院の際に、上記の『被保険者証』に加えて『限度額適用・標準負担額減額認定証』を病院の窓口へ提示すると、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

また、入院の際に提示すると食事代が減額されます。

この減額認定証の交付を受けるには、申請が必要です。

## 保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を納付いただきます。

原則、7月中旬頃に保険料額及び納付方法の通知を役場住民課から送付します。

### ●保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

### ●平成27年度の保険料の計算方法は下記のとおりです

均等割額 43,050円	+	所得割額 (総所得金額等 <sup>※</sup> -33万円) ×8.30%	=	年間保険料額 (賦課限度額57万円)
-----------------	---	---	---	-----------------------

※総所得金額等とは

- 各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額等)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。
- 遺族年金や障がい年金は収入に含みません。
- 各種所得控除(社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等)は適用されません。



## ●保険料の軽減措置

### ◆所得の低い世帯に属する方に対する軽減

【均等割の軽減】 所得が低い世帯に属する方は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他各種所得がない）	9割	4,305円
33万円以下	8.5割	6,457円
33万円+被保険者数×26万円以下	5割	21,525円
33万円+被保険者数×47万円以下	2割	34,440円

【注1】 世帯は4月1日（年度途中で資格取得された方は資格取得日）時点での状況で判定されます。

【注2】 前年12月末日の年齢が65歳以上の方の年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。

【注3】 事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

【所得割の軽減】 基準所得金額（所得割の計算の基礎となる総所得金額等－33万円）が58万円以下の場合、所得割が5割軽減されます。

### ◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険※の被扶養者であった方に対する軽減

被保険者均等割額が9割軽減され、所得割は課されません。

該当の方には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった方で軽減措置が行われていない場合は、役場住民課にお知らせください。

※被用者保険とは

協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

## ●保険料の減免、徴収猶予

災害に遭われた場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な方（概ね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請を行っていただくことにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができます場合があります。

## ●保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収（年金からの天引き）」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

※複数の年金を受給されている場合、受給額の多少に関わらず、国民年金・厚生年金・共済年金の順番で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

### ◆特別徴収となる方は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法



### ◆普通徴収となる方は、保険料額決定通知書及び納付書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

### ◆納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更をご希望の方は申請が必要です。

なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

## 一部負担金の割合の変更(基準収入額適用申請)について

### ●申請により負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得(課税標準)額等が145万円以上の被保険者及びその方と同一世帯の被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する被保険者の方は、申請により負担が1割になります。(7月末までに申請された方は8月から、8月以降に申請された方は申請月の翌月から負担割合が変更)

### ●同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合(被保険者の収入額)・・・383万円未満

※ただし、被保険者の収入額が383万円を超える場合であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額が520万円未満

### ●同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合(被保険者の収入額合計)・・・520万円未満

## 後期高齢者健康診査について

平成27年6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します。

### ●目的

健康管理と生活習慣病の早期発見を目的としています。

### ●対象者

平成27年8月31日までに後期高齢者医療被保険者となられる方

### ●送付スケジュール

4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬発送

5月～7月中に被保険者となられる方

⇒ 8月下旬発送

8月中に被保険者となられる方 ⇒ 9月下旬発送

### ●受診期間

平成27年7月から平成27年11月末までの間

### ●受診場所

病院・診療所など

### ●受診方法

受診券等をご覧ください。

### ●自己負担額

住民税課税世帯の方 500円

住民税非課税世帯の方 200円

※なお、健康診査を受診された方には、自己負担を助成いたします。

受診後、医療機関の領収書、被保険者証、印鑑、振込先口座のわかるものを持参のうえ、役場住民課へ申請してください。

## はり・きゅうの施術の申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず記名・押印してください

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意していることが必要で、医療機関で治療を受けながらの施術は認められません。

## あん摩・マッサージの施術の申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず記名・押印してください。

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、治療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限りです。

## 柔道整復(整骨・接骨)の施術の申請について

健康保険は治療を目的としたものであり、医師や柔道整復師に、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲および捻挫等(いわゆる肉ばなれを含む。)と診断または判断され、施術を受けたとき(骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ることが必要です。)は、健康保険等の対象となりますが、疲労性・慢性的な要因からくる単なる肩こりや筋肉疲労など、健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

### ●問合せ先

- 三重県後期高齢者医療広域連合事業課  
被保険者証・保険料・一部負担金関係  
健康診査・療養費関係
- 役場 住民課 後期高齢者医療係

☎059-221-6883

☎059-221-6884

☎68-6103

# トマッピー商品券の申込み及び配付について

5月広報紙でトマッピー商品券(プレミアム付商品券、子育て応援商品券)発行のお知らせをさせていただきましたが、今月号では、商品券の金額や使用期間、申込み方法などについてお知らせします。

## ★トマッピー商品券の販売価格

1セット ¥10,000円

※1セット 1,000円券×12枚入で  
12,000円分のお買い物ができます。



## ★使用できる期間

平成27年7月1日～平成27年12月31日まで

※商品券は使用期間を過ぎると無効となります。また返金もできませんので、必ず使用期間内にご使用ください。

## ★使用できるお店等について

町内の取扱販売店(使用できるお店)や申込み方法、申込みはがきなど、5月末に直接全戸に郵送させていただきますので、この内容を確認してください。

## トマッピー商品券の (プレミアム付商品券) 申込みについて

トマッピー商品券(プレミアム付商品券)は先行販売と通常販売を行います。手続きは次のとおりです。

### I. 先行販売

- ① 5月末に町内にお住まいの全世帯の方に、商品券案内チラシと予約申込用の往復はがきを送付させていただきました。内容をご確認の上、下記期限までに返信はがきで申し込みください。

#### ●先行販売用 申込期限

平成27年6月30日(火)必着

申込には限度額があります。お一人様10セット(10万円)までです。また、発行数が限られますので、受付は先着順とさせていただきます。

- ② 申込頂いた方には、商品券購入証(引換券)を送付させていただきます。この購入証を持参の上、下記窓口で購入してください。

#### ●購入窓口

木曾岬町商工会(西対海地47-1)

#### 購入期間

平成27年7月1日～7月31日まで

### II. 通常販売

先行販売で発行数に達しない場合に通常販売を行います。通常販売は次のとおりです。

#### ●通常販売期間

平成27年8月3日(月)～

※土、日、祝日は販売しません。

#### ●販売窓口

木曾岬町商工会(西対海地47-1)

午前9時～午後4時まで

## 子育て応援商品券の 配付について

対象者へ手続きの書類を郵送にて発送します。  
(平成27年6月末頃発送)

### I. 対象者・配付額

平成27年5月31日現在に木曾岬町で住民登録がある中学卒業までのお子様は1人につき5,000円のトマッピー商品券を配付します。

### II. 配付方法

郵送した「商品券引換通知書」に必要事項を記入の上、役場の福祉健康課へ持参してください。商品券と引き換えをします。

#### ●引換日

平成27年7月1日から

#### ●引換窓口

木曾岬町役場 福祉健康課

午前8時30分～午後5時まで

※土、日、祝日の引換はできませんが、7月6日(月)の延長役場・12日(日)の日曜役場で、休日の引換対応をいたします。

※詳細は対象者様へ送付する書類をご覧ください。  
(日にち等内容が変更する場合があります。)

### ●トマッピー商品券に関する問合せ先

#### ◎プレミアム付商品券

役場 産業建設課

☎68-6105

商工会 事務局

☎68-1183

#### ◎子育て応援商品券

役場 福祉健康課

☎68-6104

商工会 事務局

☎68-1183





### ご存じですか？

#### 「環境月間」

6月は「環境月間」です。町内でも一斉清掃など美化活動が実施されますが、皆さんもこの機会に環境問題について考えてみてはいかがでしょうか。一言で「環境」といってもさまざまな分野があります。先月号では外来生物について紹介しましたが、今月号では大気汚染物質「PM2.5」について紹介します。

#### 【PM2.5】

直径2.5μm（マイクロメートル）以下の微小粒子状物質のことであり、Particulate Matter（粒子状物質）の略。1μmは1mm（ミリメートル）の1,000分の1の大きさです。

イメージとしては髪の毛の太さの30分の1、スギ花粉の10分の1程度の大きさです。

#### 【主な成分】

炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほかケイ素、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素などが含まれます。

#### 【発生原因】

物の燃焼の際に粒子として発生し直接大気中へ排出されるもの、大気中で窒素酸化物（NOx）や硫黄酸化物（SOx）などのガス状大気汚染物質が化学反応により生成されてくる粒子の2つに分類されます。発生源としては、ボイラー、焼却炉などの燃焼によるもの、コークス炉、鋳物の堆積場等の粉じんによるもの、自動車、船舶、航空機等による排ガスがあります。また、黄砂や火山の噴煙など自然由来のものもあります。

#### 【人体への影響】

PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入り込み、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられます。

#### 【対応策】

##### 〽屋外では〽

(1) 高性能マスクを着用する

(2) 長時間の激しい運動を控える

##### 〽屋内では〽

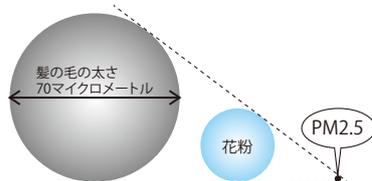
(1) 換気が必要最小限にする

(2) 空気清浄器を使用する  
※最近ではマスクや空気清浄器などPM2.5対応品も多数販売されています。

#### 【町の対応策】

三重県ではPM2.5の濃度を県内24ヶ所で常時測定しています。この測定データにおいて左記のいずれかの条件に達した場合、広報無線および町ホームページを通じて注意喚起します。

なお、注意喚起後の解除については行わず、午前0時で自動解除とします。ご了承ください。



#### 注意喚起の基準

① 午前7時から午後5時までで、直前3時間の1時間値の平均が85μm/m<sup>3</sup>を超過した場合

② 午前5時から正午までの1時間値の平均が80μm/m<sup>3</sup>を超過した場合

※注意喚起は町民の皆さんや事業者の行動を制限するものでなく、当日（1日単位）の注意を促すものです。

#### ●問合せ先

役場 住民課

☎ 68-6103

## 児童手当の現況届の提出は6月30日まで

現在、児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届けは、毎年6月1日における状況を把握し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届けの提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※「現況届」は6月上旬ごろ、役場より各家庭へ送付いたします。

#### ●現況届に必要な添付書類等

・健康保険被保険者証の写し等

請求者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出してください。

・前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明書

木曾岬町に平成27年1月1日現在、住民登録がない保護者は、提出してください。

★その他、必要に応じて提出する書類があります。

#### ●問合せ先

福祉健康課 児童手当係

☎ 68-6104

みなさん  
ご存知ですか?

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当

### 児童扶養手当とは?

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが、育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

#### 【支給期間】

児童が18歳に達する年の年度末まで(※精神または身体に一定以上の障害がある場合は20歳未満までです)

#### 【支給要件】

次に該当する子どもについて、母、父又は養育者が監護等している場合に支給されます。

- 父母が婚姻を解消した子ども
- 父又は母が死亡した子ども
- 父又は母が一定程度の障害の状態にある子ども
- 父又は母が生死不明の子ども
- 父又は母が1年以上遺棄している子ども
- 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- 父又は母が1年以上拘禁されている子ども
- 婚姻によらないで生まれた子ども
- 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども

### 特別児童扶養手当とは?

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

#### 【支給要件】

身体や精神に障がいのある児童を監護・保護している父、母又は養育者が監護している場合に支給されます。

#### ● 受給するためには?

- 手当を受給するためには、お住まいの市町村へ申請が必要です。
- 手当は申請の翌月分から支給開始となります。
- 手当の支払いは、児童扶養手当は4月、8月および12月の3期に、特別児童扶養手当は4月、8月および11月の3期それぞれの前月までの分が支払われます。

● 問合せ先 / 役場 福祉健康課 ☎68-6104

## 平成27年度 木曾岬町食生活改善推進協議会からお知らせ

食生活改善推進協議会による料理講習会を下記のとおり行いますので料理に興味のある方はぜひご参加ください。

### 親子ふれあいクッキング

実施日	内容
8月25日(火)	パン作り

- 対象者 / 小学生と保護者
  - 時間 / 午前9時30分～午後1時30分
  - 場所 / 北部公民館 調理室
  - 持ち物 / エプロン・三角巾・布巾・米0.5合・子どものスリッパ
  - 参加費 / 大人300円・子ども200円
  - 募集人数 / 先着親子10組20名(当日は託児あり)
- 託児は生後10ヶ月以上 先着7人まで オムツ、ミルク持参の事  
託児時間 / 午前9時30分～11時30分(乳幼児は食事無し)

### 一般料理講習会

実施日	内容
10月20日(火)	未定
12月15日(火)	おせち料理

- 対象者 / 木曾岬町にお住まいの方
  - 時間 / 午前9時30分～午後1時30分
  - 場所 / 保健センター調理室
  - 持ち物 / エプロン・三角巾・布巾・米0.5合
  - 参加費 / 各回1人500円
  - 募集人数 / 先着20名(当日は託児あり)
- 託児は生後10ヶ月以上 先着7人まで オムツ、ミルク持参の事  
託児時間 / 午前9時30分～11時30分(乳幼児は食事無し)

● 申込み先 / 各実施日の10日前までに役場・福祉健康課(☎68-6104)までお申し込みください。(定員になり次第締め切ります。)

※不明な点がございましたら、福祉健康課までお問い合わせください。 ※都合により、実施日を変更する場合がありますので、ご了承ください。

### 歯にやさしい おやつ作り

- 日時 / 6月12日(金) 午前10時～
- 場所 / 保健センター
- 対象 / 1～4歳の子どもをもつ保護者(20組まで)
- 参加費 / 1組200円

- 持ち物 / エプロン・三角巾・布巾・器・子どものスリッパ
- ※6月5日までに役場・福祉健康課(☎68-6104)までお申し込みください。

## 国民年金保険料免除 制度があります

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることが経済的に困難な場合、本人の申請によって保険料を免除される制度があります。

### ① 免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

### ② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

### ③ 学生納付特例申請

学生の方で本人の前年度所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

※付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

### ◆ 過去2年まで遡って免除申請ができます

一定の将来期間のほか、過去2年(申請月の2年1ヵ月前の月分まで遡って免除を申請できます。ただし、申請が遅れると万一のとき

に障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

### ◆ 「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納 付	全額免除	一部免除	若年者納付猶予 (学生納付特例)	未 納
老齢・障害・遺族 基礎年金の受給 資格期間に…	含まれる	含まれる	含まれる (注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額 の計算に…	含まれる	含まれる (注1)	含まれる (注1、2)	含まれない	含まれない

(注1)

保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとな

ります。

(平成21年4月以降の免除期間)

- ・ 全額免除の場合…2分の1
- ・ 4分の3免除の場合…8分の5
- ・ 半額免除の場合…4分の3
- ・ 4分の1免除の場合…8分の7

(注2)

一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

### ● 問合せ先

四日市年金事務所 国民年金課  
☎ 059-353-5513  
役場 住民課  
☎ 68-6103

## ふとん洗濯サービス のご案内

清潔なおふとんでグッスリ睡眠

洗浄・すすぎ・脱水そして乾燥・消毒により汚れやダニもきれいにとれる寝具洗濯サービスをご利用ください。

### ● 申込方法

役場福祉健康課にて利用料とともに申し込んでください。  
(印鑑をお持ちください。)

### ● 申込期限

6月30日(火)

### ● 実施日

7月中に業者がお宅へお伺いして布団をお預かりし、おおむね1週間以内にお届けします。なお、お伺いする日時は、業者から連絡します。

※代わりのお布団が必要な場合は、有料で貸し出しもあります。

### ● 対象寝具

- ① 掛け布団+敷き布団+毛布
- ② マットレス+ベットパット+掛け布団+毛布
- ③ マットレス+ベットパット+掛け布団+敷き布団+毛布

※羽毛布団などもご利用いただけます。

### ● 利用料

- ① の場合 700円
- ② の場合 910円
- ③ の場合 1,130円

### ● 申込み・お問合せ

役場 福祉健康課  
☎ 68-6104

このサービスを利用できるのは  
在宅で次のいずれかに該当する方

- ① おおむね65歳以上の一人暮らしの方
- ② 介護認定を受けた方
- ③ 心身障がい児(者)で衛生管理が困難な方

# 木曾岬町職員募集のお知らせ

平成28年4月1日採用の木曾岬町職員を次のとおり募集します。

## 1. 募集職種・採用予定人員・資格基準

職種	採用予定人員	受験資格
一般事務職	若干名	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校卒業以上（平成28年3月卒業見込みを含む）又は同等の資格がある人</li> <li>昭和56年4月2日以降生まれの人</li> </ul>

※日本国籍を有し、地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人

### 【参考】地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 当該地方公共団体において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
5. 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2. 試験の日時、場所及び合格発表

### ●1次試験【三重県町村会の統一試験】

日 時／平成27年9月20日(日)  
午前10時～

場 所／三重県立川越高等学校

試験内容／教養試験(高卒程度)、職場適応性検査、事務適性検査

合格発表／10月上旬に1次試験受験者全員に郵送で通知します。

### ●2次試験【1次試験合格者】

日時場所／1次試験合格通知の際に指定します。

試験内容／①小論文試験

②集団討論

③面接試験

合格発表／2次試験受験者全員に郵送で通知します。

## 3. 受験手続

### ◆試験申込書・履歴書の請求

#### ●直接役場へ出向く場合

木曾岬町役場(木曾岬町大字西対海地251番地)2階総務政策課までお越しください。

#### ●郵便で請求する場合

表面に「職員採用試験申込書希望」と朱書きした封筒に、返信用封筒(120円切手を貼付し、宛先を明記した角形2号〔33cm×24cm程度の大きさ〕)を必ず同封し、〒498-8503 桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地 木曾岬町役場総務政策課宛に請求してください。

### ◆受験申込

#### ●提出書類

(1)試験申込書(指定用紙、3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽の写真2枚貼付)

(2)履歴書(指定用紙、3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽の写真1枚貼付)

(3)最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書(高等学校卒業程度の認定試験合格者は合格証明書)

(4)返信用封筒(1次試験結果送付用 120円を貼付し、宛先を明記した角形2号〔33cm×24cm程度の大きさ〕)

※提出書類については返却いたしません。

#### ●提出先

〒498-8503

桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地

木曾岬町役場総務政策課

※郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

#### ●受付期間

平成27年7月1日(水)～7月31日(金)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日及び祝日は不可)

※郵送の場合は、7月31日(金)到着分まで有効。

### ◆受験票の送付

9月上旬に送付しますので、試験日当日には必ず持参してください。

●問合せ先／役場 総務政策課 ☎68-6100

応急手当普及員講習会  
開催のお知らせ

- 実施日時  
7月13日(月)、14日(火)の2日間  
午前9時～午後5時30分まで  
※両日とも受講が必要
- 実施場所  
桑名市大字江場7番地  
桑名市消防本部(2階研修室)
- 受付期間  
7月1日(水)～7月9日(木)まで  
(土、日を除く午前9時～午後5時30分まで)
- 定員 30人
- 受講料 無料
- 対象  
普通救命講習修了者(受講してから3年以内)で、事業所・各種団体等で応急手当の指導を行っている方
- 講習内容  
心肺蘇生法を中心とする応急手当の方法と指導要領
- 認定証  
一定のレベルに達すると応急手当普及員認定証(3年間有効)が交付されます。
- 申込  
桑名市消防本部・防災指導課  
☎0594-24-5297  
☎0594-24-0126  
FAX 0594-24-0126  
※当日は普通救命講習修了証を持参ください。
- 受講上の注意事項  
・筆記用具を持参してください。  
・服装は動きやすい服装、靴でお越しください。  
・講習時間に遅刻、早退した場合、講習終了とは認められません。

税務職員募集

- ・食事は各自でご用意ください。車での外食は原則できません。尚、ゴミは各自お持ち帰りいただきますようお願いください。
- ・交通手段は、できるだけ公共交通機関の利用をご協力ください。

税務職員募集(高校卒業程度)	
職 種	税務職員採用試験
受験資格	1 平成27年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および平成28年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者
申込期間	【インターネット】 6月22日(月)～7月1日(水) 【郵送または持参】 6月22日(月)～6月24日(水)
試験日	第1次試験 9月6日(日) 第2次試験 10月14日(水)から10月23日(金)までのいずれか指定する日

問 名古屋国税局 人事第二課  
係 052-951-3511  
(内線3450)  
HP <http://www.nta.go.jp>

桑名公共職業安定所合同  
企業説明会開催

- 日 時  
7月9日(水)  
午後1時～4時  
(午後0時30分受付開始)
- 場 所  
くわなメディアライプ 多目的ホール
- 対象者  
平成28年3月新規学校卒業予定の学生・生徒および既卒3年以上の方(当日参加自由)
- 参加企業  
ハローワーク桑名管内の企業  
(20社程度を予定、申し込み方式)
- 形 式  
各企業ブースでの個別面談方式  
ハローワーク桑名  
☎0594-22-5141

不法電波から  
暮らしを守れ!!

- 電波利用環境保護周知啓発強化期間  
6月1日～6月10日
- 無線機器の使用には技適マークの確認を!
- 電波の利用には、原則免許が必要!
- 外国規格の無線機器は国内では使用できません。



問 総務省東海総合通信局  
052-971-9107  
(不法無線局の相談)  
052-971-9648  
(テレビ等の受信障害の相談)

教育委員会だより  
問合せ先 教育委員会 ☎68-1617

子どもおうえんペンリレー

白木千代美

私は仕事柄、未就学児のいる親子にたくさん出会います。子どもと一緒に楽しく活動する姿、子どもの行動に思わず拍手する姿、絵本を見ながら子どもとの会話を楽しむ姿、子どもの様子にハラハラ、ドキドキしている姿など様々な姿に出会います。

昔から「子は宝」と言います。子どもの一つ一つ行動を見ていると、「子どもってなんてすばらしいのだろう」と日々感じます。この世に生まれ、これから大きく成長しようとしているたった一人の子どもの行動は私たちに笑顔・感動・勇気・元気を与えてくれます。そして、まわりの雰囲気明るくしてくれたり、大人を共に成長させたりしてくれます。そんな子どものすばらしさに出会える仕事に幸せを感じます。

就寝時には、今日一日、子どもと共に遊んだり話したりして、自分にとって嬉しかったこと、よかったこと、感動したことなど、どんな良いことがあったかを「今日はどんな楽しい事があったかな」と思い出してみるのも明日からの元気に繋がっています。

今回は坂野さんにリレーする予定です。

木曾岬町青少年育成町民会議にて小中学生より募集しました「家族の絆 一行詩」の平成26年度入選作品を紹介します。

家族へ

4人でつくえをかこみ、食事をする。  
いつもやっているけれど、私にとっては、  
たから物です。

この大切な時間をいつまでも。

木曾岬小学校 杉野 小町

## 子どもの日の集いが行われました

5日の子どもの日にちなみ、5月1日(金)南部幼稚園・保育園、中部幼稚園・保育園では「子どもの日の集い」が行われました。

各クラスの手作りこいのぼりを高くあげ、『こいのぼり』を元気いっぱいに歌ったり、お菓子をいただいたりしました。そして、楽しみにしていたプレゼントを町長さんからいただきました。

「ひよこ組」から「ゆり組」までの子どもたち参加の「おすもう大会」も開催されました。「はっけよ〜い、のこった!」のかけ声に始まり、友だちからの「がんばれ〜!」「のこった、のこった!」の歓声の中、負けないよう一生懸命組み合う姿も見られました。なかなか勝負がつかない白熱した組み合わせでは負けてしまい、悔しさから思わず泣いてしまう姿も見られました。この「悔しい」気持ちを大切にたくましく元気な子どもたちに成長してほしいと思います。



中部幼稚園・保育園



南部幼稚園・保育園

## 「平成28年度使用中学校教科用図書」展示のお知らせ

平成26年度に文部科学省が検定を行った「平成28年度使用中学校教科用図書」(教科書)の展示を行います。展示用の中学校教科用図書をご覧いただき、ご意見・ご感想などをお聞かせください。

### 北部公民館

2階図書室前

■期間／6月5日(金)～7月2日(木)

※月曜日(休館日)はのぞく

■時間／午前9時～午後4時

### 木曾岬町役場福祉教育センター

教育委員会前

■期間／6月5日(金)～6月18日(木)

※土・日曜日(閉庁日)はのぞく

■時間／午前9時～午後4時

## 木曾岬町の地物をいかした給食の献立について

木曾岬町給食センターでは、木曾岬町産や三重県産の食材を使って「地物一番の日」として給食を提供しています。(変更になる場合があります)

- 6月12日(金) 焼きのり
- 6月19日(金) なす(なすと玉ねぎのお味噌汁)





## 木曽岬町 教育委員会の取り組みについて

木曽岬町教育委員会では、学校教育の基本方針「き」「そ」「さ」「き」を幼稚園・小学校・中学校と連携して取り組んでいます。5月号の「き」に引き続き、6月号では「そ」について紹介します。(学校教育の基本方針を詳しくご覧になりたい場合は木曽岬町のホームページをご覧ください)

- (き) **基(き)**礎学力の定着、活用力の育成
- (そ) 自他を**尊(そん)**重し、かかわり合う豊かな人間性の育成
- (さ) 心身の健康や体力を生涯にわたり**支(ささ)**える力の育成
- (き) 保護者や地域と**協(きょう)**働した、児童生徒の健全育成



### (そ) 自他を尊重し、かかわり合う豊かな人間性の育成

国の中央教育審議会答申(平成26年12月22日)では、これからの時代を生きる子どもたちにとって大切なこととして次のように記載されています。

「自らの手で自らの人生を切り拓くとともに、多様な価値観を受容し、共生していくことが求められる。このため、子供たちが十分な知識や技能を身に付け、十分な思考力や判断力、表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働することができるよう、子供の能力や可能性を引き出すとともに自信を育む教育の実現が急務となっている。」(原文抜粋)

このことをめざすために木曽岬町では、集団の中で自他を尊重し、ともにかかわり合う体験活動の取り組みを行っています。その一部を紹介します。

#### ○体験活動の充実

- ・幼稚園では、老人クラブをはじめ地域の皆様のご協力のもと、「いも掘り」「餅つき」「夕涼み会」などの様々な体験活動を行っています。
- ・小学校においては、平成26年度から長野県木曽村で5年生が野外体験活動(水木沢天然林トレッキング・カヌー体験など)を行っています。
- ・中学校においては、宿泊学習(1年)・職場体験学習(2年)・修学旅行(3年)をはじめ保育実習・農業実習等様々な体験活動を行っています。



幼稚園のいも掘り(H26年度)

#### ○国際理解教育の推進

- ・ALT(外国語指導助手)を幼稚園から中学校に配置し、グローバルな広い視野をもち、国際的な感覚を養うことをめざします。
- ・小学校においてインターナショナルデーを開催し、様々な国の文化や習慣に慣れ親しむ取り組みを行っています。(6月20日開催予定)



小学校のインターナショナルデー(H26年度)

#### ○郷土教育の推進

- ・園児・児童が木曽岬音頭・小唄を学び、文化の継承をしています。
- ・小学3・4年生の社会科で副読本「わたしたちの町 木曽岬」を活用し、地域学習をすすめています。
- ・木曽中フェスティバルの文化的行事では太鼓の体験を行っています。
- ・小中学校において、農業体験(米づくり、トマト栽培、観葉植物栽培など)を行っています。
- ・伊勢湾台風について、体験した人の話を聞いたり、資料から学んだりしています。



中学校の文化的行事(H26年度)

## SPORTS

### 大会結果報告

#### ▼町内軟式野球大会

(4月12日・19日 木曾川グラウンド)

優勝 RABBIT'S  
準優勝 LINE  
3位 Black Jacks



#### ▼第38回町内ソフトボール大会

(4月19日 鍋田川グラウンド)

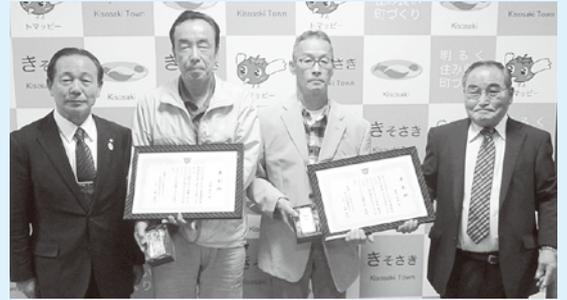
【男子の部】  
優勝 藤里  
準優勝 K's  
優 勝 木曾神起  
準優勝 チェリースピリッツ



## 体育協会より功労表彰!!

(4月4日出)

伊藤隆之氏(左側)、柴田孝美氏(中央)に小野順次体育協会長(右端)から表彰状と記念品が授与されました!この表彰は10年以上の永きにわたり木曾岬町体育協会の発展および町のスポーツ振興に多大な貢献をされたことによるものです。



〔伊藤隆之さん〕〔柴田孝美さん〕〔小野順次さん〕

## スポーツ少年団より功労表彰!!

(4月21日火)

服部スポーツ少年団本部長より、加藤敏行氏(右)に表彰状と記念品が授与されました!この表彰は加藤さんが10年以上にわたり空手の指導および選手の育成に多大なる貢献をされたことによるものです。



〔服部利夫さん〕〔加藤敏行さん〕

## スポーツ少年団主催 “普通救命講習会”参加者募集!!

- 開催日時 / 7月5日(日) 午前9時～正午ごろ
  - 会場 / 役場 福祉教育センター集会室
  - 研修内容 / 心肺蘇生・AED操作方法
  - 受講料 / 無料
- ※受講希望者は6月22日(月)までにスポーツ少年団本部事務局(☎68-1617)までご連絡ください。



## ～第14回木曾岬町サッカー大会～ 参加者募集

(主催:木曾岬町サッカー大会実行委員会 後援:木曾岬町教育委員会)

- 大会日時 / 7月5日(日) 午前9時試合開始  
※集合 午前8時20分  
開会式 午前8時30分
- 場 所 / 木曾川グラウンド
- 申込締切日 / 6月23日(火) 午後5時
- 参加費 / 1チーム1,000円(保険代含む)  
※中学生チームは参加費免除
- 参加資格 / 中学生以上で1チーム内に木曾岬町在住の方が8名以上いること
- その他 / 試合時間やその他詳細については、実行委員会代表に直接問合せください。
- 問合せ先 / 木曾岬町サッカー大会実行委員会代表  
伊藤 勇 ☎090-3562-1716  
もしくは、教育委員会 ☎68-1617

北部公民館

## 図書室だより

北部公民館では、季節のミニコーナーを設置しています。今月は下記のとおりです。皆さんぜひ読みみてください!

主な図書

### 6月生まれの作家

- 奥の奥の森の奥に、いる。  
山田 悠介
- 家族写真  
荻原 浩
- 三匹のかいじゅう  
椎名 誠
- 等伯  
安部 龍太郎
- 植物図鑑  
有川 浩
- インフェルノ  
ダン・ブラウン

主な児童図書

### あめのえほん

- あらしのよるに  
あべ 弘士
- 雨がふったら、どこへいく?  
ゲルダ・ミュラー
- どうしたらいい、ブルーカンガルー?  
エマ・チェスター・クラーク
- みずくさむらとみずべむら  
カズコ・G・ストーン
- ぞうくんのあめふりさんぽ  
なかの ひろたか
- あめあめ あれれ  
梅田俊作・梅田佳子

## 教育関連施設開館日のお知らせ

**町 体育館** 体育館シューズを持参の上、お越しください。

- ◎一般開放日  
卓球、バドミントンなど、道具の貸し出しを行っています。自由に使用できます。  
14日(日) 午前9時～午後4時  
28日(日) 午前9時～正午
- ◎軽スポーツ教室  
スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を行います。インディアカやドッジボール、卓球などを実施していますのでぜひ体育館へお越しください。  
28日(日) 午後1時～4時

文化資料館

北部公民館

- ◎開館日  
毎週日曜日  
午前9時～午後4時
- ◎開館日  
火～日(祝日を除く)  
午前8時30分～午後5時



## 警察署コーナー



■桑名警察署 ☎(0594)24-0110  
■木曾岬駐在所 ☎65-3635

外国人を雇用する事業主の皆さまへ  
**不法就労の防止に、ご協力ください。**  
不法就労となるのは、次の3つの場合です。

### 1 不法滞在者が働くケース

例・密入国した人やオーバーステイの人が働く

### 2 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

例・観光や知人訪問の目的で入国した人が働く  
・留学生が許可を受けずにアルバイトをする

### 3 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

例・外国料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場で単純労働者として働く

**外国人を雇用する際には  
在留カードを確認してください!**

**注意! 事業主も処罰の対象となります!!**

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした者「不法就労助長罪」  
⇒3年以下の懲役・300万円以下の罰金  
(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。)
- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主  
⇒退去強制の対象
- ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした者  
⇒30万円以下の罰金

町内4月の交通事故 ( )…平成27年累計

●件数/10件(62件) ●死者数/0人(0人) ●負傷者数/3人(6人)

## 薬物乱用のない社会を

習慣性があり、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用を有する物として、覚醒剤、大麻、MDMA、コカイン、ヘロイン、向精神薬等があり、これらの取扱いが法令により禁止または制限されています。

### ★日本では、大麻の無許可栽培や所持等は法律で禁止!!

乾燥大麻(マリファナ)、大麻樹脂(ハシッシュ)、液体大麻(ハシッシュオイル)を吸煙等すると、興奮状態に陥って、暴力や挑発的な行為を行うことがあり、さらには、幻覚や妄想等に襲われるようになります。また、何もやる気のない状態となる「無動機症候群」に陥ることもあります。

### NO! 薬物「運び屋」

- 「運び屋」への誘いに乗らない  
・薬物犯罪組織等は、知人の紹介、元同僚、学校時代の先輩・後輩等、あらゆる人間関係を利用して「運び屋」になるように誘ってきます。
- 違法な薬物には絶対に関与しない  
・薬物「運び屋」は、重大な犯罪です。日本でも外国でも重い罪で厳しく処罰されます。
- 不用意に他人から荷物を預からない  
・他人から預かった荷物でも、自分の携行品の中身については責任を問われます。  
「知らなかった」、「分からなかった」ではすみません。

### ★STOP! 危険ドラッグ!!

危険ドラッグは、覚醒剤や大麻等、法律で所持や使用が禁止されている規制薬物とよく似た分子構造をもつもので、若者を中心に吸引して倒れ、救急搬送される事案が全国的に発生しています。販売店の店頭やインターネットなどでは「合法ハーブ」「お香」「アロマ」などと称して販売されていますが、大変危険なものです!!

# 虫歯を無くして元気な歯に!!

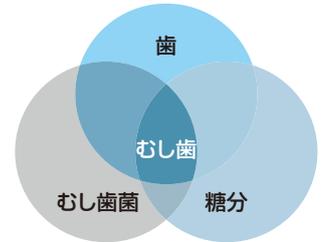
今月は「歯と口の衛生週間」があります。  
そこで今月は幼児のむし歯予防についてお話しします。



## むし歯はどうしてできるの?

口の中のむし歯菌が、糖を分解して酸を作り、この酸が歯の表面を溶かすことでむし歯が始まります。つまり、歯・むし歯菌・糖分の3つがそろった時にむし歯ができます。

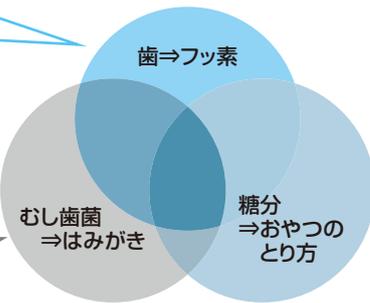
生まれたばかりの赤ちゃんにはむし歯菌はいません。でも、口移しで食べ物を与えることなどによってむし歯菌がうつるので、注意しましょう。



## むし歯にならないためには

上の図のように、歯・むし歯菌・糖分の3つがそろった時に、むし歯ができるということは、この条件がそろわなかったら、むし歯にはならないということになります。

歯…フッ素を継続的に使用することで歯の質を強くすることができます。木曾岬町では、1歳4か月児からフッ素塗布を実施し、平成27年度は町内幼稚園・保育園の年長・年中児に対してはフッ化物洗口(\*)を開始しました!!



### (※)フッ化物洗口とは?

幼稚園・保育園・小学校など集団の場で、規定量のフッ素が含まれた水でうがいをすることで、むし歯予防には非常に高い効果があるとされているものです。平成27年6月より町内幼稚園・保育園の年長年中児に対して実施しております。

むし歯菌…はみがき(ブラッシング)で取り除くことができます。

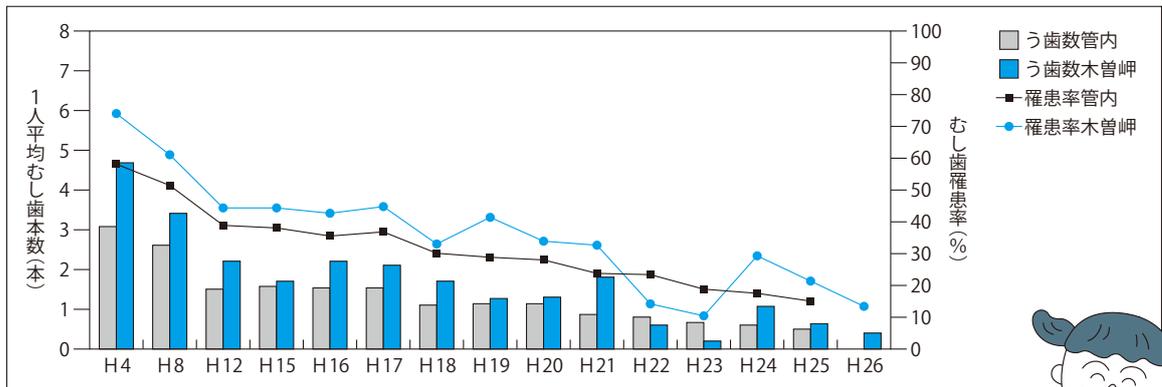
糖分…食事やおやつとり方を気を付けることで減らすことができます。



## 木曾岬町の子どもたちの状況は?

子どもたちのむし歯は、以前に比べてずいぶん減ってきています。

～3歳児健診歯科健診結果(北勢管内との比較)～



木曾岬町の子どもたちのむし歯について、一人平均むし歯本数は、**0.4本!!!!**

むし歯になっている率は **13.5%!** です!

※平成26年度3歳児検診より(受診者37名中むし歯のある子は5名、むし歯本数は15本)

**今後も皆様のご協力をいただきながら町全体でむし歯予防に取り組んでいきます!**

# お忘れのないように 保健衛生のコーナー

◆福祉健康課・保健センター／☎68-6104

## 教室・相談

### すくすくひろば

- 日 時／6月11日(休)、7月9日(休)  
午前10時30分～11時30分
- 集合時間／午前10時～10時30分
- 場 所／保健センター
- 対 象／1歳6ヶ月から(全8回)
- 持 ち 物／出席カード(2回目から)

### カウンセリング (予約制)

- 日 程／6月25日(休)、7月2日(休)
  - 場 所／保健センター
  - 内 容／ことばや発達の支援、  
カウンセリング
- ※ご希望の方は、保健師までご連絡ください。

### 育児相談 (予約制)

- 日 時／6月26日(金)  
午後1時30分～3時
  - 場 所／保健センター
  - 対 象／乳幼児と保護者
  - 持 ち 物／母子健康手帳
  - 内 容／身体計測、個別相談
- ※ご希望の方は、保健師までご連絡ください。

### のびのび指導室

- 日 時／6月26日(金)  
午前9時30分～10時30分
- 場 所／保健センター
- 対 象／平成27年2・3月生の乳児
- 持 ち 物／母子健康手帳、問診票



## 検 診

### 休日胃がん検診、 休日肺がん・大腸がん検診

- 日 時／6月21日(日)  
午前8時30分～10時30分
  - 場 所／保健センター
  - 対 象／検診申込書にて、申し込みを  
されている方
- ※申し込みをされた方へは、事前に問診票  
を郵送しています。

### 休日乳がん・子宮がん検診

- 日 時／6月21日(日)  
午前9時～11時
  - 場 所／保健センター
  - 対 象／検診申込書にて、申し込みを  
されている方
- ※申し込みをされた方へは、事前に問診票  
を郵送しています。

### 大腸・胃がん検診

- 日 時／7月3日(金)  
午前8時30分～10時30分
  - 場 所／保健センター
  - 対 象／検診申込書にて、申し込みを  
されている方
- ※対象者の方へは、保健センターよりご案  
内します。

### 大腸・乳がん検診

- 日 時／7月3日(金)  
午前10時～11時  
午後1時30分～3時
  - 場 所／保健センター
  - 対 象／検診申込書にて、申し込みを  
されている方
- ※対象者の方へは、保健センターよりご案  
内します。

## 子宮がん検診

- 日 時／7月3日(金)  
午後1時30分～2時30分
  - 場 所／保健センター
  - 対 象／検診申込書にて、申し込みを  
されている方
- ※対象者の方へは、保健センターよりご案  
内します。

## 6月個別予防接種

### ヒブ／小児用肺炎球菌

- 対 象／生後2ヶ月～

### 四種混合／三種混合／不活化ポリオ

- 対 象／生後3ヶ月～

### BCG

- 対 象／生後5ヶ月～8ヶ月までに

### MR (麻しん・風しん)

- 対 象／1期 12～24ヶ月までに  
2期 5歳～7歳未満で就学前  
の1年間に

### 水痘

- 対 象／生後12～36ヶ月までに

### 日本脳炎

- 対 象／3歳～

### 二種混合

- 対 象／2期 11歳～12歳 小学6年生

### 子宮頸がん予防ワクチン

- 対 象／中学校1年生

※現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種に  
ついては、積極的にお勧めしていません。  
※問合せ先：保健センター (☎68-6119)

## 6月前半の行事日程

- 6月4日(休) 1歳半・3歳児健診  
集団フッ素塗布
  - 6月8日(月) 音楽療法
  - 6月9日(火) 母乳相談
- ※詳細は前月号または、町行事・健康カレ  
ンダーをご覧ください。

## 救急医療情報

### ◆地域救急医療情報センター

☎0594-23-1199

診察可能な病院を24時間体制で案内します。  
医療機関の案内を受けたら診察の可否を病院へ確認して  
受診してください。

### ◆桑名市応急診療所(桑名市ふれあいプラザ内)

☎0594-21-9916

- 診療科目／内科・小児科
  - 診 療 日／土曜・日曜・祝日
  - 診療時間／午前9:30～正午  
午後1:00～4:00
  - 土曜の夜間／午後8:00～10:00
- ※8月1日より平日夜間診療は休止しています。



## 子育て相談 専用電話

土・日・祝日を除く午前8:30～午後5:00

子育てに関する相談は

☎68-6119へ(6のハロー119番)

## 子育てサロン

- 利用できる日  
月曜日の午前・午後  
火曜日～金曜日の午前

### 6月の子育てサロンのお休み

6月12日(金)、15日(月)午後  
土・日曜日および祝日

## がん検診を 受けられた方へ

今回の検診結果に、「要精検」の  
文字があった方は、医療機関で必ず、  
早めに精密検査を受けてください。

## 女性の悩み相談

北勢福祉事務所の女性相談員による  
電話相談・面面相談(無料)です。

☎059-352-0557

- 月曜日～金曜日  
午前9時～午後3時45分
- ※祝日はお休み

# 6月カレンダー

主な行事	場所	時間	備考
1㊦ ・延長役場 ・人権相談	役場 住民課・税務課 福祉・教育センター	午後8時まで 午前9時～11時30分	収納・証明業務
7㊦ ・町内一斉清掃	町内全域		
12㊤ ・第2回定例会(初日)予定	議場	午前9時～	
14㊦ ・日曜役場	役場 住民課・税務課	午前8時30分～午後5時	収納・証明業務
17㊦ ・第2回定例会(一般質問日)予定	議場	午前9時～	
18㊦ ・北勢地域若者サポートステーション 出張相談 in 木曾岬	福祉・教育センター	午前9時30分～11時30分	要予約 ☎059-359-7280
19㊤ ・第2回定例会(最終日)予定	議場	午前9時～	
28㊦ ・日曜役場	役場 住民課・税務課	午前8時30分～午後5時	収納・証明業務

## 6月の納付

納付をお忘れなく!

- 住民税(6/30納期限) …… 第1期分
  - 国民健康保険料(6/1納期限) …… 第1期分
  - 介護保険料(6/2納期限) …… 第1期分
  - 水道料金・下水道使用料(6/30納期限) …… A地区
  - 幼稚園授業料(6/29納期限) …… 6月分
  - 保育園保育料(6/29納期限) …… 6月分
- 口座振替の方は振替不能とならないよう通帳の残高をお確かめください。

## 中部国際空港よりお知らせ

航空機騒音については  
航空機騒音・テレビ電波障害相談室をご利用ください。

- 電話 / 0569-38-7860(直通)(午前9時～午後6時)
  - FAX / 0569-38-7859
- ※時間外は留守番電話にて対応します。

夜間・休日電話	68-8111		
平日夜間 午後5:15～翌日 午前8:30 / 土・日・祝日・年末年始			
総務政策課	68-6100	産業建設課	68-6105
危機管理課	68-6101		68-6106
税務課	68-6102	会計課	68-6107
住民課	68-6103	議会事務局	68-6108
福祉健康課	68-6104	教育委員会	68-1617



●町のホームページ  
<http://www.town.kisosaki.lg.jp/>

## 家庭ごみ、資源ごみ収集日程

※収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	A 地区	B 地区
対象地区	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・近江島・西対海地・田代・脇付・雁ヶ地・福崎・上見入・東見入・下見入・辰高・上和泉・下和泉・中和泉・小和泉・小林・栄・中栄・第2栄	富田子・新富田子・東富田子・豊崎・川先・藤里台・西白鷺川・白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・南栄・かおるヶ丘・なぎさ台
可燃ごみ	毎週月・木曜日 1日・4日・8日・11日・15日 18日・22日・25日・29日	毎週火・金曜日 2日・5日・9日・12日・16日 19日・23日・26日・30日
不燃ごみ	毎月第1・第3水曜日 3日・17日	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日 3日・10日・17日・24日	
粗大ごみ	毎月第2水曜日 10日	毎月第4水曜日 24日
資源ごみ	毎月第4日曜日 28日	

### 家庭ごみ収集におけるお願い

- ※ごみ減量にご協力をお願いします。(資源ごみ、廃品回収をご利用ください。)
- ※生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。
- ※プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。

# グリーンカーテン用苗木(ゴーヤ)の無料配布 盛況におわりました!

5月10日(日)



役場車庫前において、グリーンカーテン用苗木  
ゴーヤの無料配布を行いました。また今回は桑名・員弁  
広域連合で生産している、し尿汚泥肥料「ソウインコンポ」の  
配布もし、好評をいただきました。

町では“身近にできることからチャレンジ”をキーワードにグリーンカーテン事業の普及に取り組んでおり、苗木の配布は昨年度に続き行ったものです。

今年も町内のJA木曾岬温室部会の方々に苗づくりをお願いし、ゴーヤの苗木1,000本を用意しましたが、午前9時からの配布にたくさんの方々にお越しいただき、用意した苗木は開始30分余りでなくなる程の盛況で終わりました。

町では、環境にやさしい町づくりを推進していくため「グリーンカーテン補助事業」も実施しています。

- 申請書受付期間／6月末日まで
- 補助対象／(1)苗・種子等 (2)支柱、プランター等の資材  
申請書は、町ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。
- 問合せ先／役場 住民課 ☎68-6103